

○壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成28年7月1日

告示第101号

改正 平成30年4月1日告示第78号

平成31年4月1日告示第20号

令和2年4月1日告示第76号

令和4年4月1日告示第●●号

(趣旨)

第1条 この告示は、壱岐市における少子高齢化及び人口減少を抑制するため、本市への新規転入者に対し、予算の範囲内において壱岐市移住者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については壱岐市補助金等交付規則（平成16年壱岐市規則第33号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 新規転入者 転入前継続して3年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されていた者で、転入日から5年を経過していないものをいう。
- (3) 新築 自己の居住の用に供するための建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。）を転入から5年以内に新たに建築し取得することをいう。ただし、相続、贈与又はその他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。
- (4) 中古住宅 自己の居住の用に供するための築年数10年以上の建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。）を取得することをいう。ただし、相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合を除く。

(補助の対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業名、対象者、対象経費等は、別表のとおりとする。

2 過去に補助金の交付を受けた者は、同一の事業について再度申請することはできないものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に別表に掲げる書類を添えて、住宅を取得した日若しくは住宅の引渡しを受けた日又は本市に転入した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定の審査及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果について、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は壱岐市移住者住宅等支援事業補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第7号の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者及び世帯構成員に市税等の滞納がないこと。
- (2) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められること。
- (3) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- (5) 申請する事業について、国、県又は市の制度による他の補助金を受けていないこと。
- (6) 本市に転入後、5年以上居住すること。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに壱岐市移住者住宅等支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、

承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について、承認を行うときは、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、第5条又は前条第2項に規定する決定の通知を受けたときは、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の交付の条件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。
- (3) 当該補助金を目的外に使用したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し又は居住しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、壱岐市移住者住宅等支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により通知するものとし、返還額については、次の各号に掲げる本市への転入から市外への転出までの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年未満 全額
- (2) 1年以上2年未満 5分の4の額
- (3) 2年以上3年未満 5分の3の額
- (4) 3年以上4年未満 5分の2の額
- (5) 4年以上5年未満 5分の1の額

（交付手続の特例）

第10条 この告示による補助金の交付については、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による額の確定通知は省略するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成30年4月1日告示第78号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第76号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第●●号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係)

事業名	対象者	対象経費	補助率及び補助額	添付書類
1 移住者 住宅取得 支援事業	新規転入者で5 年以内に住宅を 取得する者及び 中古住宅を取得 する居住用住居 を有していない 市民。ただし、申 請時に公務員（国 家公務員法（昭和 22年法律第1 20号）第2条に 規定する国家公 務員及び地方公 務員法（昭和25 年法律第261	新築住宅の 取得（土地の 取得を含 む。）に係る 経費	対象経費の10分 の1以内又は25 0万円のいずれか 低い額（1,000 円未満の端数があ る場合は切り捨て るものとする。）	(1) 世帯全員の住民 票の写し及び本市に転 入前3年以上市外に住 民基本台帳に登録があ ったことが確認できる 書類（戸籍の附票等） (2) 取得に係る経費 を明らかにできる書類 (工事請負契約書、売 買契約書等の写し) 及 び支払いを証明できる 書類（領収書又はこれ に準ずるもの）の写し 等) (3) 世帯全員の市税

	号) 第3条第2項 に規定する地方 公務員 (会計年度 任用職員を除 く。) をいう。以 下同じ。) である 者及びその同居 する親族を除く。			等の滞納が無い旨の証 明書 (4) 取得した住宅及 び土地の登記事項証明 書又は建築基準法 (昭 和25年法律第201 号)に基づく検査済証 の写し
2 中古住 宅改修費 用支援事 業	新規転入者で定 住を目的として 本市に移住した 者。ただし、申請 時に公務員であ る者及びその同 居する親族を除 く。	壱岐市の空 き家バンク に登録され た売買又は 賃貸物件を 取得し、居宅 の用に供す るための改 修に係る経 費及び放置 されていた 家財道具の 撤去に係る 経費 (ただ し、過去に補 助金の交付 を受けた物 件 (交付決定 を受けてい る物件を含 む。) と同一	対象経費の2分の 1以内又は100 万円 (子育て世帯に ついては、中学生以 下の子ども1人当 たり20万円を加 算した額とし、上限 は200万円とす る。) のいずれか低 い額 (1,000円 未満の端数がある 場合は切り捨てる ものとする。)	(1) 世帯全員の住民 票の写し及び本市に転 入前3年以上市外に住 民基本台帳に登録があ ったことが確認できる 書類 (戸籍の附票等) (2) 住宅改修等に要 した経費を明らかにで きる書類 (工事請負契 約書等の写し) 及び支 払いを証明できる書類 (領収書又はこれに準 ずるもの)の写し等) (3) 世帯全員の市税 等の滞納が無い旨の証 明書 (4) 賃貸契約書の写 し又は登記事項証明書 (5) 事業に係る改修 撤去前及び改修撤去後 の写真

		の物件及び 空き家所有 者が空き家 バンクに登 録するため に改修補助 を受けてい る物件は対 象としな い。)		
3 移住費 用支援事 業	新規転入者で定 住を目的として 本市に移住した 者。ただし、次の 各号のいずれか に該当するもの を除く。 (1) 申請時に 公務員である 者及びその親 族で転入前に 同居していた 者 (2) 本市と市 外に事業所を 有し、事業所間 で転勤してき た者	市外から本 市へ移住す る際に係る 荷物運搬料 及び交通費 等の経費。	対象経費の3分の 2以内又は20万 円のいずれか低い 額(1,000円未 満の端数がある場 合は切り捨てるも のとする。)ただし、 同一世帯で転入日 から起算して過去 1年以内に、同補助 金を受給した者が いる場合は合算し て20万円を限度 とする。	(1) 世帯全員の住民 票の写し及び本市に転 入前3年以上市外に住 民基本台帳に登録があ ったことが確認できる 書類(戸籍の附票等) (2) 世帯全員の市税 等の滞納が無い旨の証 明書 (3) 移住する際にか かった荷物運搬料及び 交通費等の領収書又は これに準ずるものとの写 し